

小城市建設工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、小城市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実績を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象工事）

第2条 評定の対象工事は、予定価格 500 万円以上の建設工事とする。ただし、維持工事等（別記 1。損料や賃料のみの場合を含む。）を除く。

2 市長が評定を行う必要がないと認めるものについては、評定を省略することができる。

（評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、小城市建設工事検査要領第4条の検査員及び建設工事監督要領第3条の規定による監督員とする。

（評定の方法）

第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、検査時点の状態を対象とし、検査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象として評定する。

4 評定の採点は、建設工事検査評定（様式第1号）により行うものとする。

5 評定の結果は、工事成績評定表（様式第2号）に記録するものとする。

6 評定の採点にあたって、この要領に定めのない事項については、佐賀県土木工事施工管理の手引きを準用する。

（評定の時期）

第6条 評定者は、検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

（評定結果の報告）

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表等により市長に評定結果の報告を行うものとする。

（評定結果の通知）

第8条 市長は、前条の報告があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対し、工事成績評定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の規定により評定結果を通知した後であっても、当該評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正することができる。

2 市長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を通知書により当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた請負者は、当該通知を受けた日から起算して14日（小城市の休日を定める日（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、市長に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（様式第4号）により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答する場合において、必要があると認めるときは、小城市入札者指名等審査委員会に意見を求めることができる。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日以降に第2条の評定対象となる建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以後に検査を行う建設工事から適用する。

別記１（第２条関係）

維持工事等とは、主たる部分（発注金額の５割以上を占めるものとする。）が下表の維持工事等の内容のものとする。

維持工事等	維持工事等の内容
伐採	公共施設等伐採、河川内及び堤防の伐採（除根を含む）
浚渫（港湾浚渫を除く）	河川浚渫（改修工事による河道掘削は除く）
側溝清掃	側溝内の土砂除去
剪定（公園、道路）	樹木の剪定、散水、施肥等
路面補修（オーバーレイを除く）	点々舗装補修
道路維持補修	年間道路維持業務
公園維持管理	年間公園維持業務
電気、電話、水道、下水道の引き込み	電気、電話、水道、下水道の引き込み工事
修繕、機器更新	単純な修繕工事、単純な機器単体の更新工事
損料、賃料	損料、賃料の支払
交通安全施設	現道の維持補修工事（改良工事は除く） ガードレール・ガードパイプ設置工 横断・転落防止柵設置工 区画線設置工 路側標識設置工、視覚障害者用誘導表示設置工
解体、撤去	解体工事、撤去工事

その他、上記の工事に類する工事

請負者

様

小城市長

小 城 市 建 設 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、小城市建設工事成績評定要領に基づき評定を行いましたので、その結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受け取った日から起算して14日（市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。疑問に対する説明は、書面により送付いたします。

記

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 完成検査年月日
4. 成 績 評 定
- 工事
- 年 月 日～ 年 月 日
- 年 月 日
- 評定点 点
- 項目別評定点は、次のとおり

評 価 項 目	評 定 点
施工体制	点 (2.0 ～ -8.0)
施工状況	点 (11.3 ～ -32.0)
出来形及び出来栄え	点 (14.8 ～ -25.0)
創意工夫	点 (2.4 ～ 0.0)
施工特性	点 (3.0 ～ 0.0)
社会性等(地域への貢献等)	点 (1.8 ～ 0.0)
小 計	点 (35.0 ～ -65.0)
評定点合計 (小計 + 65 点)	点

5. 説明を求める書類の提出先及び問合せ先

小城市役所

課

係

Tel 0952-37-

第 号
年 月 日

請負者

様

小城市長

工事成績評価に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評価内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工 事 名 工事

2. 疑問に対する回答